



警察庁

– National Police Agency –

デジタル臨時行政調査会作業部会 御説明資料

令和4年5月18日
警察庁生活安全局

1 警備業者の認定について

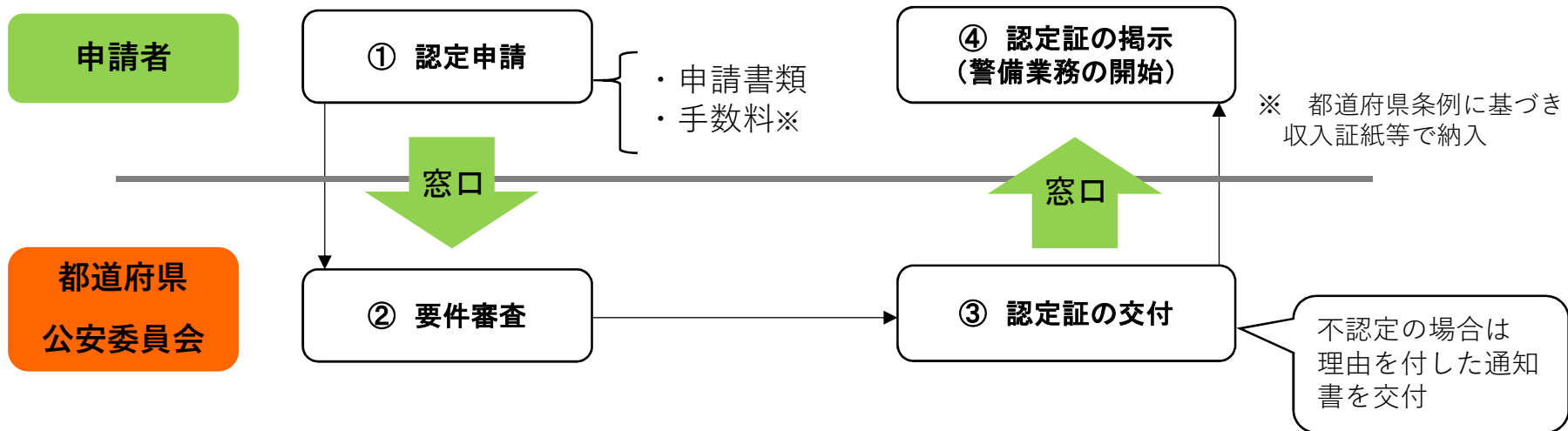
制度の趣旨

警備業は、人の生命、身体、財産等を守ることを主な業務内容としており、その業務の実施の適否が国民生活の安全に大きな影響を与えることから、警備業務の適正な管理運営を図るため、認定制としている。

認定を受けて警備業を営んでいることが利用者や立入検査等を行う警察職員に容易に分かるようにするため、認定証を主たる営業所の見やすい場所に掲示すべきこととしているもの。

認定証の掲示までのイメージ

(警備業法第4条～第6条)



2 申請書類について

欠格要件

◎ 警備業法第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
- 三 最近五年間に、この法律の規定、この法律に基づく命令の規定若しくは処分に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反する重大な不正行為で国家公安委員会規則で定めるものをした者
- 四 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して三年を経過しないもの
- 六 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 七 心身の障害により警備業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの
- 八 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が警備業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び第十号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。
- 九 営業所ごと及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分（前条第一項各号の警備業務の区分をいう。以下同じ。）ごとに第二十二条第一項の警備員指導教育責任者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者
- 十 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者があるもの
- 十一 第四号に該当する者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

2 申請書類について

申請書類

(警備業法施行規則第4条)

個人 (第1項第1号)

- イ 履歴書及び住民票の写し (戸籍 (外国人は国籍等) を記載したものに限る。)
- ロ 誓約書 (法第三条第一号から第八号まで及び第十一号に掲げる者のいずれにも該当しないこと)
- ハ 市町村長の証明書 (破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと)
- ニ 診断書 (法第三条第六号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書)
- ホ 診断書 (精神機能の障害に関する医師の診断書)
- ヘ 未成年者で警備業に関し営業の許可を受けているものは、法定代理人の氏名及び住所を記載した書面及び当該営業の許可を受けていることを証する書面

法人 (第1項第2号)

- イ 定款、登記事項証明書
- ロ 役員に係る第1号イ及びハからホの書類
- ハ 誓約書 (法第三条第一号から第三号まで、第十号及び第十一号に掲げる者のいずれにも該当しないこと)

営業所ごとに選任する指導教育責任者関係 (第1項第3号)

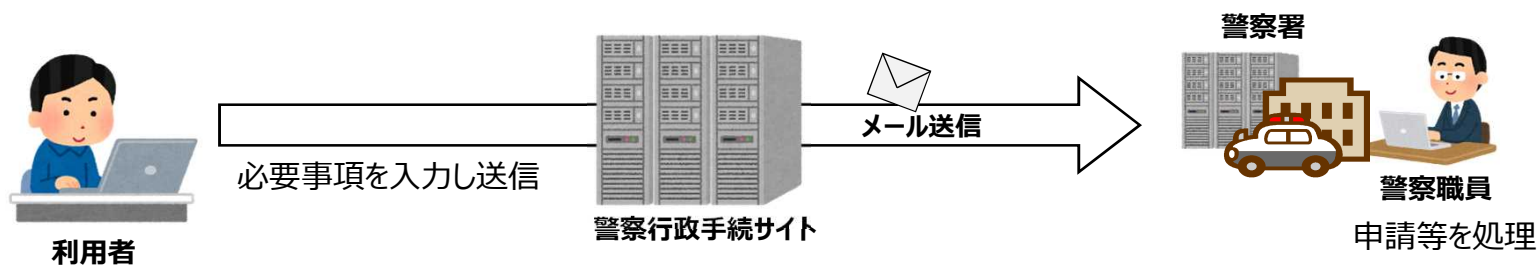
- イ 警備員指導教育責任者資格者証の写し
- ロ 誓約書 (誠実に業務を行うことを誓約する書面)
- ハ 第1号イ、ハ及びニに掲げる書類
- ニ 誓約書 (法第二十二条第四項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面)

3 警察行政手続サイトについて

概要

【警察における行政手続オンライン化】

- 警察庁では、道路使用許可の申請等を始めとする一部の手続のうち定型的なものについて、メールによる簡易な方法で申請等の手続ができるよう、試行的なウェブサイトとして「警察行政手続サイト」を構築し、令和3年（2021年）6月に運用を開始
- 警備業に関しては、廃止の届出等の5つの手続を対象としている



- 今後より多くの手続をオンラインで行うことができる本格的なシステムを別途構築するための検討を進めており、このシステムが利用者にとってより利便性が高いものとなるよう、添付書類の合理化等の手続自体の見直しやマイナンバーカード等を用いた本人確認、手数料のオンライン納付についても検討中

4 現状のPHASE・PHASEを進めるための課題（論点）

現状

PHASE 1、2

○ 警備業の認定の申請

PHASE 2 ②：公的証明書等申請のオンライン手続を可とする

※ 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する法律施行規則第11条の規定があるが、同条による手続の指定の把握はない。

○ 認定証の掲示

PHASE 1 ①：法令等において、紙発行の公的証明書等の掲示を義務付け

PHASEを進めるための課題（論点）

- (1) 警備業の認定に係る手続は、都道府県警察が実施し、各都道府県に対し手数料を納付する必要があるところ、警察行政手続サイトにキャッシュレス納付のためのシステムを拡充できないか。
- (2) 警備業の認定の申請（住民票の写し等の添付書類の提出）や認定証のデジタル発行については、どのようにして真正性を確保することができるか。
- (3) 認定証の掲示規制については、インターネットにおいて公表することに加え、現地における掲示を残存させることによって、警備業を営む者が適正な営業主体であることを明らかにし、消費者等がその旨を認識した上で安心して当該警備業者を利用できるのではないか。
- (4) 警察行政手続サイトを開設し、警備業法第10条（廃止の届出）、第16条（服装の届出）及び第17条（護身用具の届出）については、オンライン申請の対象となっているところ、今後対象となる手続として、警備業法第5条（認定手続及び認定証）を拡充できないか。

5-1 論点(1)

(1) 警備業の認定に係る手続は、都道府県警察が実施し、各都道府県に対し手数料を納付する必要があるところ、警察行政手続サイトにキャッシュレス納付のためのシステムを拡充できないか。



- 警察行政手続サイトは、本格的なシステムを整備するまでの間の簡易的システムとして構築されたものであり、手数料のオンライン納付に係る機能を有していない。
- 手数料等の納付は、警察署等への来庁が必要。

課題について

- 手数料等は都道府県の収入証紙等により納入されていること等から、オンライン納付の推進に当たり都道府県（知事部局）との調整が必要。



本格的なシステムにおいて、手数料等のオンライン納付の実現に向けて検討を進める。

5 - 2 論点 (2)

(2) 警備業の認定の申請（住民票の写し等の添付書類の提出）や認定証のデジタル発行については、どのようにして真正性を確保することができるか。



申請書類について

- 警察行政手続サイトはメールによる申請等の手続ができるように構築した試行的なウェブサイトであるため、本人確認の機能は有していない。
- 将来的には、電子署名を用いることで、申請者本人が提出したもの（あるいは都道府県公安委員会が発行したもの）であることを保証することは可能であると考えている。
- 他方で、例えば「提出された住民票の写しのデータ」が住民票の写しと同一かどうか確認する方法については、当庁限りではなく、まさに今後検討すべき論点のひとつとして認識。



真正性を担保する手段について引き続き検討を進める。

5-3 論点(3)・(4)

(3) 認定証の掲示規制については、インターネットにおいて公表することに加え、現地における掲示を残存させることによって、警備業を営む者が適正な営業主であることを明らかにし、消費者等がその旨を認識した上で安心して当該警備業者を利用できるのではないか。



- 利用者が確実に確認できるようにするためには、インターネットの利用による認定証の公示を可能としつつ、デジタル弱者保護の観点から、主たる営業所においても認定を受けた旨の掲示をすることが望ましいと考えられる。

(4) 警察行政手続サイトを開設し、警備業法第10条（廃止の届出）、第16条（服装の届出）及び第17条（護身用具の届出）については、オンライン申請の対象となっているところ、今後対象となる手続として、警備業法第5条（認定手続及び認定証）を拡充できないか。



- 前述の課題を解決できれば、庁内検討中の本格的なシステム上での対象手続として検討することは可能。
- 警察行政手続サイトの手続として拡充することは、費用対効果の点からも優先度は低いと考えられる。

6 めざすPHASE

めざすPHASE

PHASE 2

◎ 警備業の認定の申請

PHASE 2：デジタル原則に適合する手段を可とする

類型②、③：公的証明書等申請のオンライン手続、証明書等のデジタル発行を可とする。

→ 既に警察庁内で検討を進めている本格的なシステム上において、認定の申請（手数料の納入）から認定証の発行までをオンラインで完結できることを目指しているが、実現時期については検討中。

◎ 認定証の掲示

PHASE 2：デジタル原則に適合する手段を可とする

類型①：インターネットの利用による公示を可とする（ただし、デジタル弱者保護の在り方は要検討）

期待される効果

- ✓ 警備業者の負担軽減（添付書類取得費用、申請等のための移動時間の短縮）
- ✓ 警察職員の負担軽減（窓口での対応時間削減）

<参考> 警備業に関するデータ

【概況】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
警備業者 (単位：業者)	9,434	9,548	9,714	9,908	10,113
警備員 (単位：人)	543,244	552,405	554,517	570,727	588,364

【認定関係】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
認定申請 (単位：業者)	528	577	578	591	618
認定更新申請 (単位：業者)	1,108	1,216	2,778	1,446	1,477

<参考>警備業の認定に関する条文

◎ 警備業法（昭和47年法律第117号）（抄）

（警備業の要件）

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 三 最近五年間に、この法律の規定、この法律に基づく命令の規定若しくは処分に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反する重大な不正行為で国家公安委員会規則で定めるものをした者
- 四 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して三年を経過しないもの
- 六 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 七 心身の障害により警備業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの
- 八 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が警備業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び第十号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。
- 九 営業所ごと及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分（前条第一項各号の警備業務の区分をいう。以下同じ。）ごとに第二十二條第一項の警備員指導教育責任者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者
- 十 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者があるもの
- 十一 第四号に該当する者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

（認定）

第四条 警備業を営もうとする者は、前条各号のいずれにも該当しないことについて、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の認定を受けなければならない。

<参考>警備業の認定に関する条文

◎ 警備業法（昭和47年法律第117号）（抄）

（認定手続及び認定証）

第五条 前条の認定を受けようとする者は、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した認定申請書を提出しなければならない。この場合において、当該認定申請書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称、所在地及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分

三 営業所ごと及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに、選任する警備員指導教育責任者の氏名及び住所

四 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

2 公安委員会は、認定申請書を提出した者が第三条各号のいずれにも該当しないと認定したときは、その者に対し、その旨を通知するとともに、速やかに認定証を交付しなければならない。

3 公安委員会は、認定申請書を提出した者が第三条各号のいずれかに該当すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、その旨を通知しなければならない。

4 認定証の有効期間（第七条第二項の規定により認定証の有効期間が更新された場合にあつては、当該更新された認定証の有効期間。以下同じ。）は、認定を受けた日（認定証の有効期間が更新された場合にあつては、更新前の認定証の有効期間が満了した日の翌日）から起算して五年とする。

5 認定証の交付を受けた者は、当該認定証を亡失し、又は当該認定証が滅失したときは、速やかにその旨を当該公安委員会に届け出て、認定証の再交付を受けなければならない。

（認定証の掲示義務）

第六条 警備業者は、認定証をその主たる営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

<参考>警備業の認定に関する条文

◎ 警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）（抄）

第四条 法第五条第一項（法第七条第四項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

一 個人である場合は、次に掲げる書類

イ 履歴書及び住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）

ロ 法第三条第一号から第八号まで及び第十一号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ハ 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書

ニ 法第三条第六号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書

ホ 精神機能の障害に関する医師の診断書（法第三条第七号に掲げる者に該当しないことが明らかであるかどうかの別を記載したものに限る。）

ヘ 未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。以下同じ。）未成年者で警備業に関し営業の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該営業の許可を受けていることを証する書面（警備業者の相続人である未成年者で警備業に関し営業の許可を受けていないものにあつては、被相続人の氏名及び住所並びに警備業に係る主たる営業所の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係るイからホまでに掲げる書類（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る次号イからハまでに掲げる書類））

二 法人である場合は、次に掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書

ロ 役員に係る前号イ及びハからホまでに掲げる書類

ハ 法第三条第一号から第三号まで、第十号及び第十一号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 選任する警備員指導教育責任者（以下「指導教育責任者」という。）に係る次に掲げる書類

イ 警備員指導教育責任者資格者証（以下「指導教育責任者資格者証」という。）の写し

ロ 誠実に業務を行うことを誓約する書面

ハ 第一号イ、ハ及びニに掲げる書類

ニ 法第二十二条第四項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

2 公安委員会は、認定申請書又は認定証更新申請書を提出した者（警備業者の相続人である未成年者で警備業に関し営業の許可を受けていないものである場合はその法定代理人（法定代理人が法人である場合はその役員）を含み、法人である場合はその役員とする。）が法第三条第七号に掲げる者に該当するかどうかを認定するため必要があると認めるときは、その者に法第五十一条に規定する医師の診断を受けることを求めるものとする。

<参考>警備業の認定に関する条文

◎ 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）（抄）

（都道府県公安委員会等に係る手続等）

第十一条 都道府県公安委員会等（都道府県公安委員会、警視総監、道府県警察本部長又は警察署長をいう。）に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものは、都道府県公安委員会が定める。

2 前項に規定する手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、都道府県公安委員会の定めるところによる。